

令和2年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	1
複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】	2
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】	7
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	8
福祉用具専門相談員について【貸与・販売】	10
軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	11
介護保険給付の対象種目が否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	14
複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	15
ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】	16
福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】	19
身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】	20
福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】	22
令和元年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】	27

福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後も、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合^{【1】}**は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。

利用者に交付する福祉用具サービス計画は、担当の介護支援専門員にも交付してください。

【1】について

福祉用具サービス計画（利用計画）の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】

利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すことを目的として、福祉用具専門相談員に以下の内容が義務付けられています。

機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。

利用者に交付する福祉用具サービス計画書を介護支援専門員にも交付すること。

貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること。

これを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」の中で、複数商品の提示等に当たっての説明様式を提示し、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や（選定提案）の活用方法、記載上の留意点等を示しています。

福祉用具専門相談員は、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、当該ガイドラインをご活用いただきますようお願いいたします。

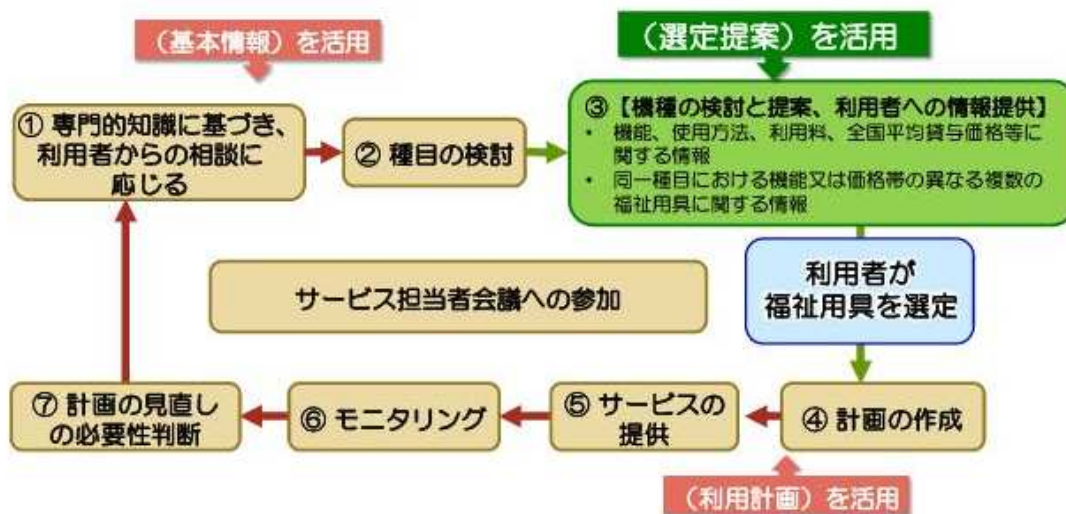
なお、当該様式等の使用を強制する趣旨のものではありませんが、当該様式以外の様式等を使用する場合も、当該様式に記載のある内容を具備しておくようお願いいたします。

< 掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ >
説明様式 (http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
ガイドライン (http://.zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

【ふくせん福祉用具サービス計画書の3点】



【福祉用具の支援プロセスにおける(選定提案)の位置づけ】



【平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (平成30年3月23日(vol.1))】

【福祉用具貸与】

問130 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合については、理由等、詳細について記録に残しておく必要があります。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の様式 (平成30年度4月版)

ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案)						貸出番号	貸出日	返却日
フリガナ		社別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間		
利用者名	種	M・T・S	年 月 日			年 月 日 ~ 年 月 日		
居宅介護 実況書番号					担当ケアマネジャー			
※	福祉用具が必要な理由(※)							
貸与を提案する福祉用具						(/) 社		
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)		提案する理由	【貸付方法】 カタログ Webページ TASページ 実物等			
	提案品目(商品名) 機種(型式)/TASコード	全国平均 貸与価格(円)						

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

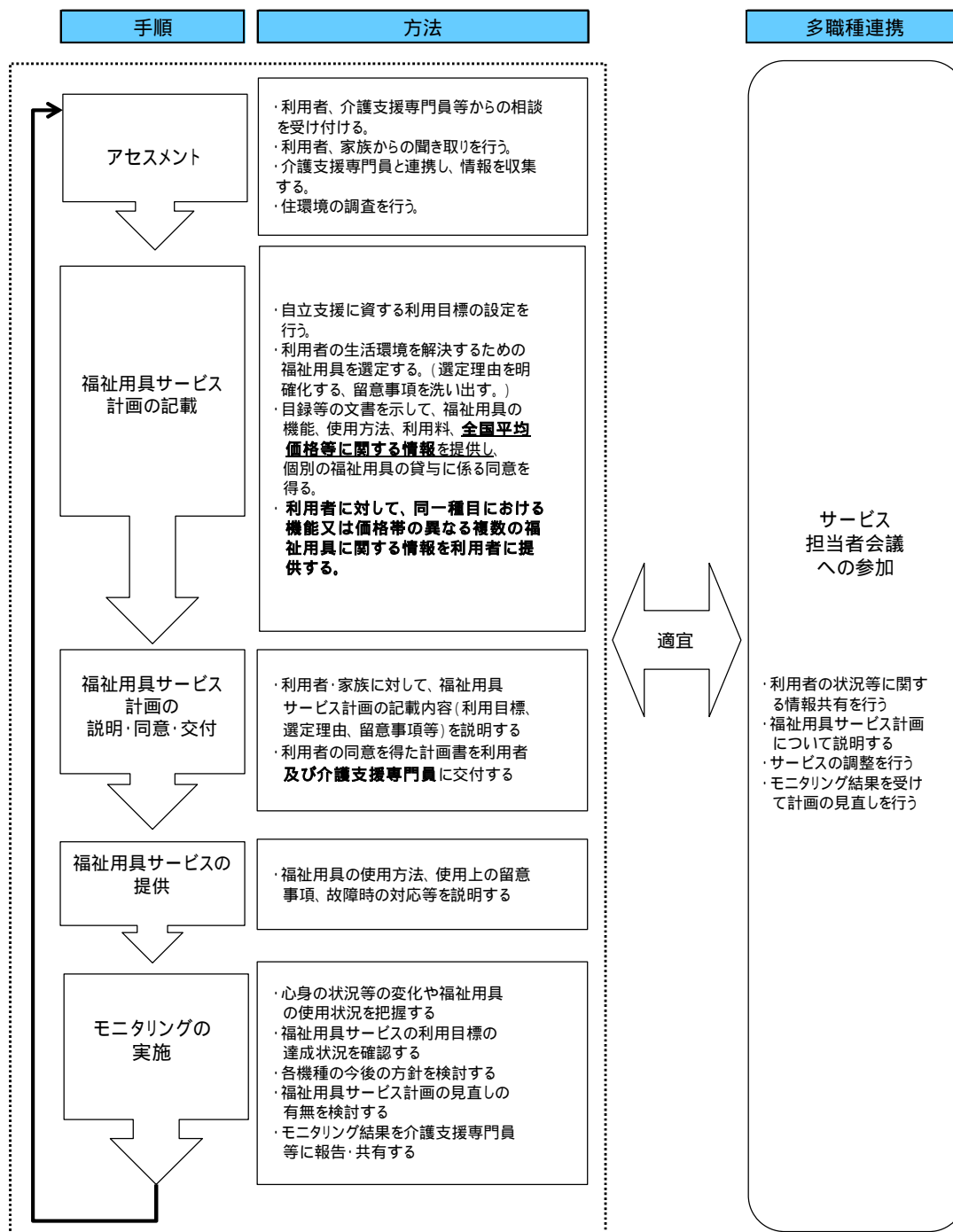
「ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)」の様式(平成30年度4月版)

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)		管理番号		(/ 枚)		
		モニタリング実施日		年	月	日
フリガナ		氏名		年	月	日
利用者名		お話を伺った人		<input type="checkbox"/> 利用者	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> 他()
		確認手段		<input type="checkbox"/> 訪問	<input type="checkbox"/> 電話	
		事業所名				
		福祉用具専門相談員				
		事業所住所				
		TEL				
フリガナ		自宅介護支援事業所		所属 ケアマネジャー		
利用者名		種	要介護度	認定期間	～	
福祉用具利用目標			目標達成状況			
			達成度	詳細		
1		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
2		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
3		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
4		<input type="checkbox"/> 達成				
		<input type="checkbox"/> 一部達成				
		<input type="checkbox"/> 未達成				
利用福祉用具(品目) 機種(型式)		利用 開始日	利用状況 の種類	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
①			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
②			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
③			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
④			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑤			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑥			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑦			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
⑧			<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 継続	
			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題あり	<input type="checkbox"/> 再検討	
利用者等の変化						
身体状況・ADL の変化	<input type="checkbox"/> なし		介護開始① (要介護状態)の 変化	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり		
家族・要員等の 変化	<input type="checkbox"/> なし		介護開始② (サービス入替等) ・住環境の 変化	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> あり		
総合評価						
福祉用具 サービス 料金の 見直しの 必要性	<input type="checkbox"/> なし					
	<input type="checkbox"/> あり					
		次回実施予定日		年	月	日

【平成30年3月 福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業報告書より】

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 状況により前後することがあります。



全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行っています。

福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しなければなりません。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省ホームページにて公開されています。

貸与価格の公表、貸与価格の上限設定については以下のとおりです。

- ・上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差(1 SD)」を上限とします。
- ・平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとします。
- ・公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行います。
- ・全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用します。

福祉用具貸与業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されませんのでご注意ください。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格となります。

次頁に厚生労働省発出の「令和2年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について(新商品に係る分)」を掲載しておりますのでご確認ください。また、今後も3カ月に一度公表される最新情報についてご確認をお願いします。

【掲載先】

厚生労働省ホームページ [福祉・介護](#) 福祉用具

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

事務連絡
令和2年5月15日

都道府県
各指定都市 介護保険主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和2年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び
貸与価格の上限の公表について(新商品に係る分)

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」(平成31年4月24日当課事務連絡)でお伝えしたとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

この度、令和2年10月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、下記のとおりお知らせします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

記

令和2年10月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品(新消費のみ)及びその価格の掲載先について

厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

掲載先(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111(内3985)

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

福祉用具専門相談員について【貸与・販売】

人員に関する基準

福祉用具専門相談員の資格要件については、次のとおりとなっています。

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、指定講習修了者、適格講習修了者

上記資格要件を満たさない者が福祉用具専門相談員として従事しないようにしてください。また、指定（介護予防）福祉用具貸与と指定特定（介護予防）福祉用具販売を一体的に運営される場合は、常勤換算方法2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって人員基準を満たすものとしています。

なお、福祉用具専門相談員として、指定（介護予防）福祉用具貸与又は指定特定（介護予防）福祉用具販売に位置付けられた勤務時間内には、他の業務を行わないように御留意ください。

【福祉用具専門相談員指定講習会】

令和2年度に山口県内で開催が予定されている福祉用具専門相談員指定講習会については、随時「かいごへるぶやまぐち」に掲載されていますのでご確認ください。

受講の際には受講料が必要となりますのでご注意ください。

適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、（介護予防）福祉用具及び特定（介護予防）福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定（介護予防）福祉用具貸与及び指定特定（介護予防）福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

・下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第258条第1項、第2項及び第276条

・下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第244条第1項、第2項及び第263条

上記のとおり、事業者として、適切な研修の機会を確保してください。

なお、実施又は参加した研修の内容について、事業所内で周知できる体制を整えてください。

軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2、要介護1の利用者（排便機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の者も含む。）】は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与に係る、下記枠内の福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

下関市では、その判断について「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

原則として保険給付の対象外となる種目

「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、
「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、
「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」、
「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」

指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合

認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」（13頁参照）と判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし

主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」（13頁参照）と判断できる場合

車いす及び車いす付属品

（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）

「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要

移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフト」は「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出をお願いします。

利用者の疾病等により次の状態にあり、～までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通

じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」(13頁参照)に該当すると判断できる場合

「福祉用具貸与表2に係る協議書」の提出が必要

もしくは に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能となります。

区分変更等により、軽度者に該当するかどうか確認できないが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護支援専門員から介護保険課事業者係への事前連絡が必要です。認定がおりた後、介護支援専門員は介護保険課事業者係へ結果を連絡し、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出します。もしくは に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還となります。

なお、下関市では、提出された協議書の受付日又は事前連絡のあった日を起点として、介護保険適用か否かの審査をします。

【参考】

単位数表告示11-注4(予防も同じ)、留意事項通知 第2の9(2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号(H27.3.13付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書¹を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(~)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(¹ : 認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	(2) 日常的に寝返りが困難な者		
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」又は 「全介助」	
自動排泄処理装置	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 段差解消機		(3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
自動排泄処理装置	(1) 排便が全介助を必要とする者		
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

介護保険給付の対象種目が否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目がどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目が否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
厚生省告示第93号(H11.3.31付)

令和2年度に福祉用具貸与事業所より、以下の商品について介護保険給付の対象種目に該当するか否かの質問がありました。

検討した結果、下関市では介護保険の給付対象と判断いたしました。

企業名	: 株式会社テクノスジャパン
商品名	: 家族コール2A・ポケットタイプ(中継器付)
TAISコード	: 00318-000139
製品型番	: HKP-2A/RP
分類	: 徘徊老人監視システム

複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

「複合的機能を有する福祉用具について」

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

(例)「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーが感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」(3)を参照

解釈通知において、「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

【具体例】

- ・ 認知症老人徘徊感知機器に該当する部分(例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分(例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」)が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象とする。(通信機器に相当する部分は、保険給付の対象外とする。)

ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までに当該車いすを使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、平成28年7月、消費者安全調査委員会において、消費者安全法に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日付け消安委第62号)のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、以下の点に特に注意してください。

1 2 厚生労働大臣への意見

(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)として、以下を試行すること。

介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体的能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体的能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

身体的能力(感覚機能、運動機能、認知機能など)及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

厚生労働省においては、「平成29年度老人保健健康増進等事業」を活用し、具体的なリスク低減策について研究事業を進めることとしています。

福祉用具専門相談員においても、新規に貸与する際の用具の点検、利用者の身体の状態に応じた用具の調整、使用方法の説明・指導の際だけでなく、

既に貸与されている利用者へのモニタリング時の確認においても、上記内容に留意して行ってください。

2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い(横断距離や踏切道側面の段差高さ等)を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等が踏切の横断で使用する事が想定される場合には、

- ・ 充電の残量を常時確認する。
- ・ 踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全確認を行う。
- ・ 線路に対しては直角に進行する。
- ・ 脱輪の恐れがあることから踏切の端には寄り過ぎない。
- ・ 段差の通過は勢いをつけず安全な速度で進行する。

といった安全に使用するための留意事項について、あらかじめ利用者及び家族に説明してください。

なお、迂回が可能な場合には踏切の横断を避けることはもとより、やむを得ず横断する場合でも介助者が同行することが望ましいことは言うまでもありません。

3 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子の登降坂性能(傾斜角度10°以下)を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定するようにしてください。

4 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、

- ・ 踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する。
- ・ 急坂、畦道、段差等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器を使用する。

といった周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車椅子を使用させながら使用方法の指導を行ってください。

《関係資料》 消費者庁ホームページ

- ・「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_iken.pdf)
- ・「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」(平成28年7月22日 消費者安全調査委員会)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_houkoku_honbun.pdf)

その他

ハンドル形電動車椅子の安全な使用に向けては、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」、電動車いす安全普及協会の「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」がそれぞれのホームページで閲覧が可能となっていますので、これらの情報も積極的に活用してください。

《参考》 ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」

(<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>)

- ・電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」 (<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>)

福祉用具の製品事故等の情報収集について 【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください。

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名がわかった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い、適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者・製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点の説明を十分行うようお願いします。

(参考)

- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<http://www.jaspa.gr.jp/>
- ・日本福祉用具評価センター（JASPEC）ホームページ
<http://www.jaspec.jp/>
- ・経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
- ・消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】

特養等の介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為があげられます。

● 身体拘束の具体例 ●

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

福祉用具専門相談員は、モニタリングの際などに集合住宅等利用者の居宅を訪れることが想定されるため、その際に身体拘束が行われていないかという視点にも留意の上、利用者の状況を確認するようお願いします。

サイドレールを使用した身体拘束について

(質問) 介護ベッドにおいて、利用者が降りる方向の頭部と足側にサイドレールを1本ずつ設置する場合(反対側は壁になっており、降りることはできない場合)、利用者が降りられるスペースを確保したとしても、身体拘束に当たるのか。また、レンタル手すりと同様に設置した場合も、身体拘束に当たるのか

貸与・販売に関わらず、サイドレールを取り付けた場合に、利用者が完全に自分で降りられない状態ではなく、スペースを確保することにより、自分で降りることが可能であれば身体拘束に当たらないと考えます。

なお、利用者が自分で降りられない状態(身体拘束)かどうかは、柵の本数によるものではなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。

つまり、同じタイプのサイドレールを同じ様に設置すれば問題ないということではなく、あくまでも各利用者の心身の状況に応じて判断する必要があります。

福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】

福祉用具貸与計画について

(質問) 福祉用具貸与計画については、福祉用具専門相談員が作成するという
ことになっているが、他の福祉用具専門相談員や事務職員に利用者の情報
を伝え、代わりに福祉用具貸与計画を作成してもらうことは可能だろうか。

基準上、福祉用具専門相談員は利用者の希望、心身の状況及びその置か
れている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画を作成しなければならないとさ
れています。また、福祉用具選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導
等については当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談
員が行わなければなりません。福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消
毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、
福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められていま
す。

したがって、福祉用具貸与計画の中で、利用者のサービスの利用に直接
影響の及ぼす項目については、担当の福祉用具専門相談員が作成する必要
があると考えます。

福祉用具の全国平均貸与価格等利用者への説明について

(質問) 福祉用具の全国平均貸与価格等の利用者への説明について、厚生労働
省のホームページには、月平均100件以上の貸与件数がある商品につい
て全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧が掲載されているが、公益財
団法人テクノエイド協会のホームページには月平均100件未満の福祉用
具についても月ごとの平均貸与価格が掲載されている。利用者へ説明する
際には、この月ごとの平均貸与価格を用いて行ったほうがよいか。

一覧にある月平均100件以上貸与件数のある福祉用具については、利
用者に対して全国平均貸与価格の説明義務があります。月平均100件未
満のものについての説明義務は厚生労働省より示されていないため、しな
くはないという範疇にはないと考えます。なお、テクノエイド協会

では毎月平均貸与価格を掲載しており、月平均100件未満の福祉用具についてこれを用いて説明を行う場合、月毎で平均貸与価格が変動するため、利用者を混乱させる可能性に注意し、厚生労働省が発出した平均貸与価格ではない旨の説明が必要です。

機能や価格の異なる複数の商品の提示について

(質問)入院により引き上げていた商品を、退院にあわせて利用者のご自宅に再搬入する場合、利用者の状況が入院前と変化がなく、同じ商品を希望されているような場合であっても機能や価格の異なる複数の商品の提示は必要か。

福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示することとされています。したがって、アセスメントの結果、利用者の状況に変化がない場合であっても、従前から貸与している福祉用具に加えて複数の商品を提示すべきと考えます。

貸与価格の上限設定に伴う貸与価格変更手続きについて

(質問)貸与価格の上限設定に伴い貸与価格に変更があった場合、利用者あてに貸与価格の変更については通知を行うが、貸与価格の変更のみで同じ商品を貸与する場合であっても、サービス計画の作成が必要か。

福祉用具サービス計画に、最低限記載する必要があるとされている事項は、

- ・利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)

(H24.3.16付け介護保険最新情報Vol.267)

「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」参照)
であることから、福祉用具の機種に変更がない場合は、サービス計画の作成は不要です。

ただし、利用料については、重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項であることから、変更が生じた際には、変更後の料金でのサービス提供開始前に利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得ておく必要があります。

コードの取扱について

(質問)TAISコード又は届出コードの一覧は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで毎月公表されますが、毎月確認する必要があるか。

新たにTAISコード又は届出コードを取得する商品が一覧に追加されるほか、届出コードからTAISコードに変更になる商品などもあり得るため、毎月確認する必要があります。正しくコードを記載しない場合は、国保連の審査において返戻となりますのでご注意ください。

通所介護施設での歩行器の使用について

(質問)特殊寝台(付属品を含む)を使用している利用者(起床時はふらつきがあるため、車いすを使用している利用者)が、通所介護のサービスを受けるにあたり、通所介護施設で使用するための歩行器をレンタルすることは可能か。

福祉用具貸与は、要介護者が居宅において当該福祉用具を使用し、自立した日常生活を営むことを目的としています。よって、居宅でも利用している歩行器を通所介護施設に持ち込み、利用するのであれば貸与可能ですが、通所介護施設のみでの利用は給付対象外となります。

居宅で使用するために貸与を受けた福祉用具を施設に持ち込んで利用できるのは、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより慎重に判断された結果、それが必要と認められた場合です。また、その場合は必要とする理由(その福祉用具が利用者に合わせて調整されているなど)

もプランに明記されている必要があります。

ロングショートにおける福祉用具貸与について

(質問) 現在、入院中の方(福祉用具は貸与されていない)が、施設入所待ちのためにロングショートに入られる。ロングショートで使うためのリクライニングの車椅子と座位移乗用のスライディングボードをレンタルすることは可能か。

福祉用具貸与は、要介護者が居宅において当該福祉用具を使用し、自立した日常生活を営むことを目的としています。よって、ショートステイ先で利用者が使用する福祉用具については、ショートステイ先で貸与されるものを使用することが望ましいところです。

歩行器の複数使用について

(質問) 1階と2階で過ごす時間が半々の利用者について、パーキンソン病を患っており、歩行状態の変動が激しく、独歩が可能な時もあるが、歩行器が必要な時もある。(階段の昇降は、手すりを持って自力で可能な状態。) 1階と2階の両方で歩行器が必要な状態の時もあるが、1台での利用は利用者とその家族に大きな負担となるため、1階用、2階用として2台レンタルすることは可能か。

可能であると考えます。ただし、個別具体的な状況をみながら、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等の参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより慎重に判断される必要があります。

上がり框に据え置く踏み台付き手すりの貸与について

(質問) 玄関の上がり框に据え置く手すりとステップ台がセットになっている製品は、ステップ台も含めて「手すり」として介護保険の給付対象となりますか。

手すりの設置に工事の必要はなく、手すりのベースはネジで止めるようになっている。

製品として、同型式の手すりのみで、ステップ台がセットになっていないものがある。(手すりとステップ台を区分することができる。)

ステップ台は介護保険の給付対象とはなりません。
福祉用具貸与では、複合的機能を有する福祉用具について、それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断します。

手すりとステップ台がセットになっている製品の場合、手すりとステップ台を区分することができ、ステップ台については福祉用具貸与の種目には該当しないため、介護保険の給付対象とはなりません。

GPS機能付き認知症老人徘徊感知機器の貸与について

(質問) GPS機能・振動感知機能搭載の認知症老人徘徊感知機器は、介護保険の給付対象となりますか。

質問のあった当該製品は、専用の靴や杖、玄関等のドアに設置し、認知症等徘徊傾向のある利用者が自宅等から出て行った場合に、加速度センサーが振動を感知して家族等のPC・スマホ・タブレット等にメールで報知するもの。機器を使用するには通信費の契約が条件となっている。

介護保険の給付対象とはなりません。

当該機器は、通信機器部分の契約を条件としており、「介護報酬の解釈」にある「福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。」には該当しません。

令和元年度実地指導における指摘事項について【貸与・販売】

< (介護予防)福祉用具貸与 >

1. 変更の届出等に関する事

(1) 福祉用具の保管室について、市に届け出ている平面図の区画と現況が異なる。

- ☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事 / 運営規程に関する事

(1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業員の職種、員数及び職務内容
- ・実態に即した営業日及び営業時間
- ・指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法
- ・取扱種目及び利用料その他の費用の具体的な記載
- ・福祉用具の消毒の方法
- ・消毒及び保管の業務に関して委託契約をしている全ての事業所の名称
- ・苦情処理の体制
- ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意署名

- ☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。

(2) 指定福祉用具貸与の提供の開始前までに、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の文書同意を得ていない事例があった。

- ☞ 利用者に対し適切な指定(介護予防)福祉用具貸与を提供するため、提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得てください。

3. 指定(介護予防)福祉用具貸与の具体的取扱方針に関する事／(介護予防)福祉用具貸与計画の作成に関する事／居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携に関する事／居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供に関する事／居宅サービス計画等の変更の援助に関する事

- (1) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供したことが確認できない。
- ☞ 利用者が適切な(介護予防)福祉用具を選択することができるよう、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供してください。なお、提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行う必要があります。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たって、以下の業務を行ったことが確認できない事例があった。
1. 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等の把握
 2. 福祉用具貸与計画の作成
 3. 福祉用具貸与計画の説明・同意・交付
 4. モニタリングの実施
- ☞ 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定(介護予防)福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)福祉用具貸与計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の文書同意を得、交付した上でサービスの提供を開始してください。また、(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況等の把握もしてください。
- (2) 居宅サービス計画に位置付けられていない福祉用具が、福祉用具貸与計画に位置付けられていた事例があった。なお、担当者からなるサービス担当者会議の記録より、当該福祉用具の必要性について検討をしており、当該福祉用具の必要性があることは確認できた。
- ☞ (介護予防)福祉用具貸与計画を作成する際は、居宅サービス計画の内容と整合を図ってください。なお、当該居宅サービス計画に位置付けられた福祉用具と、実際に利用者に対し必要な福祉用具が異なる場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行ってください。

4. 勤務体制の確保等に関する事

(1) 勤務体制の確保等に関して、以下のような事例があった。

1. 月ごとに勤務表を作成しておらず、指定(介護予防)福祉用具貸与事業所としての出勤簿も作成していないため、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上であることが確認できない。

2. 月ごとの勤務表は作成しているが、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間数及び勤務の開始・終了時刻、常勤・非常勤の記載、管理者との兼務関係の記載がない。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成し、福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上であることを把握してください。なお、勤務予定と勤務実績を一体の様式に調製し、記載することは差し支えありません。

5. 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関する事

(1) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関して、以下のような事例があった。

1. 福祉用具専門相談員の資質の向上のための内部研修を実施しておらず、福祉用具専門相談員は外部研修へも参加していない。

2. 外部研修について、研修資料等を保管しておらず、事業所として研修内容についての情報共有を行ったことが確認できなかった。

☞ 事業者として、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、(介護予防)福祉用具に関する適切な研修の機会を確保してください。

なお、実施又は参加した研修の内容について、事業所内で資料等を回覧し、確認印を押す等漏れなく情報共有できる体制を整えてください。

また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定(介護予防)福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めるようにしてください。

6. 衛生管理等に関すること

- (1) 福祉用具の保管及び消毒を全部委託により他の事業者に行わせているが、実施状況について定期的に確認しておらず、その結果等も記録していない。
- ☞ 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託する全ての事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。よつて、委託契約書に掲げた期間で確認し、その結果等を記録に残し、2年間保存してください。

7. 秘密保持等に関すること

- (1) 個人情報の使用に関する同意について、利用者の文書同意は得ていたが、当該家族の文書同意を得ていない。
- ☞ 利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、それぞれの同意を文書で得てください。
- (2) 従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を徴収していない。
- ☞ 誓約書は従業員全員から徴収し、保管してください。

8. 苦情処理に関すること / 事故発生時の対応に関すること

- (1) 苦情相談窓口は設けているが、苦情処理の対応手順について明確なものがない。また、事業所に苦情を処理するために講ずる措置の概要についても掲示していない。
- ☞ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしておいてください。また利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所にも掲示をしてください。
- (2) 事故が発生した場合の対応方法について、定めていない。
- ☞ 事故が発生した場合の対応方法について定め、従業員に周知しておいてください。

9. 会計の区分に関すること

(1) 介護保険事業とその他の事業が区分されておらず、指定(介護予防)福祉用具貸与事業とその他の介護保険サービスである指定特定(介護予防)福祉用具販売事業の会計も区分されていない。

☞ 介護保険事業の中で、指定(介護予防)福祉用具貸与事業とその他の事業及びその他の介護保険サービスである指定特定(介護予防)福祉用具販売事業の会計を区分してください。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合には、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。

10. 指定(介護予防)福祉用具貸与費に関すること

(1) 軽度者の対象外種目に係る指定(介護予防)福祉用具貸与費について、算定の可否の判断基準となる資料(要介護(要支援)認定の認定調査票の内容が確認できる文書及び福祉用具貸与に係る協議書)を、当該軽度者の担当介護支援専門員から入手しておらず、確認しないまま指定(介護予防)福祉用具貸与費を算定していた事例があった。

☞ 軽度者に対して対象外種目に係る指定(介護予防)福祉用具貸与費を算定する場合、算定の可否を判断する資料(要介護(要支援)認定の認定調査票の内容が確認できる文書及び福祉用具貸与に係る協議書)を担当介護支援専門員等より入手し、確認した上で、指定(介護予防)福祉用具貸与費を算定してください。なお、入手した文書はサービス記録と併せて保存しておいてください。

< 特定(介護予防)福祉用具販売 >

1. 変更の届出等に関する事

- (1) 福祉用具の保管室について、市に届け出ている平面図の区画と現況が異なる。
- ☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事 / 運営規程に関する事

- (1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。
- ・事業の目的及び運営の方針
 - ・従業者の職種、員数及び職務内容
 - ・実態に即した営業日及び営業時間
 - ・指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法
 - ・取扱種目及び販売費用の額その他の費用の具体的な記載
 - ・苦情処理の体制
 - ・秘密保持
 - ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意署名
- ☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。
- (2) 利用者又は家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っておらず、利用者の文書同意も得ていない。
- ☞ 利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の文書同意を得てください。

3. 特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成

- (1) 特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成しておらず、説明及び文書同意を得ていない。なお、個々の特定(介護予防)福祉用具の購入については保険給付の申請時の手続きにおいて利用者に説明し、同意を得ていた。
- ☞ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成し、その内

容について利用者又は家族に説明し、利用者の文書同意を得てください。また当該計画を利用者に交付してください。なお、指定（介護予防）福祉用具貸与の利用がある場合は、指定（介護予防）福祉用具貸与と一体的な計画を作成してください。

4．勤務体制の確保等に関すること

(1) 勤務体制の確保等に関して、以下のような事例があった。

1．月ごとに勤務表を作成しておらず、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所としての出勤簿も作成していないため、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上であることが確認できない。

2．月ごとの勤務表は作成しているが、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間数及び勤務の開始・終了時刻、常勤・非常勤の記載、管理者との兼務関係の記載がない。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成し、福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上であることを把握してください。なお、勤務予定と勤務実績を一体の様式に調製し、記載することは差し支えありません。

5．適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関すること

(1) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関して、以下のような事例があった。

1．福祉用具専門相談員の資質の向上のための内部研修を実施しておらず、福祉用具専門相談員は外部研修へも参加していない。

2．外部研修について、研修資料等を保管しておらず、事業所として研修内容についての情報共有を行ったことが確認できなかった。

☞ 事業者として、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定（介護予防）福祉用具販売に関する適切な研修の機会を確保してください。

なお、実施又は参加した研修の内容について、事業所内で資料等を回覧し、確認印を押す等漏れなく情報共有できる体制を整えてください。

また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定（介護予防）福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めるようにしてください。

6. 秘密保持等に関する事

- (1) 個人情報の使用に関する同意について、利用者の文書同意は得ていたが、当該家族の文書同意を得ていない。
- ☞ 利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、それぞれの同意を文書で得てください。
- (2) 従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を徴収していない。
- ☞ 誓約書は従業者全員から徴収し、保管してください。

7. 苦情処理に関する事 / 事故発生時の対応に関する事

- (1) 苦情相談窓口は設けているが、苦情処理の対応手順について明確なものがない。また、事業所に苦情を処理するために講ずる措置の概要についても掲示していない。
- ☞ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしておいてください。また利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所にも掲示をしてください。
- (2) 事故が発生した場合の対応方法について、定めていない。
- ☞ 事故が発生した場合の対応方法について定め、従業者に周知しておいてください。

8. 会計の区分に関する事

- (1) 介護保険事業とその他の事業が区分されておらず、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業とその他の介護保険サービスである指定（介護予防）福祉用具貸与事業の会計も区分されていない。
- ☞ 介護保険事業の中で、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業とその他の事業及びその他の介護保険サービスである指定（介護予防）福祉用具貸与事業の会計を区分してください。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えありません。